

旅行業務取扱料金表

合同会社 滋賀の旅人旅行倶楽部

滋賀県知事登録旅行業 第 3-253 号

国内旅行

手配旅行にかかる取扱料金

2019.10.1 現在

内 容		料 金	
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8 人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の 10%以内
		個人(上記以外)の場合	1 件につき 1100 円
	宿泊券のみの場合	8 人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券額面の 10%以内
		個人(上記以外)の場合	1 件につき 1100 円
添乗員サービス料金(宿泊、交通費などの旅行実費を除く)		1 人一日につき 22000 円	
変更手続き料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8 人以上の団体手配旅行の場合	変更にかかる部分の変更前の旅行代金の 10%以内
		個人(上記以外)の場合	1 件につき 550 円
	乗車船券の切り替え、再発行		1 件につき 550 円
	宿泊手配の変更		1 件につき 550 円
取消手続き料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8 人以上の団体手配旅行の場合	取消にかかる部分の変更前の旅行代金の 10%以内
		個人(上記以外)の場合	1 件につき 1100 円
	運送機関の手配の取り消し(未使用乗車券の精算手続きがある場合はそれを含む)	1 件につき 1100 円	
宿泊機関の手配の取り消し(未使用宿泊券の精算手続きがある場合はそれを含む)		1 件につき 1100 円	
連絡通信費	お客さまの依頼により緊急に現地手配・取消・変更のための通信連絡を行った場合		1 件につき 1100 円

- (1) 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程による旅行をされる場合のことです。
- (2) お客さまの希望により、変更または取り消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関の定める取消料のほか、上記の変更手続き料金、取消手続き料金を申し受けます。
- (3) 同一宿泊機関に連泊する場合は、まとめて 1 件として扱います。
- (4) 上記金額には消費税が含まれています。

旅行相談にかかる取扱料金

2019.10.1 現在

区 分	内 容	料 金
相談料金	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金 (60分まで) 5500円 以降 30分ごと 3300円
	(2) 旅行計画作成	旅行日程 1日につき 5500円
	(3) 旅行に必要な費用の見積もり (運送機関と 宿泊機関の手配が複合した旅行の場合)	基本料金 5500円と、旅行日程 1日につき 3300円
	(4) 旅行地および運送、宿泊機関等に関する 情報	資料 (A4) 1枚につき 2200円
お客様の依頼による出張相談		上記の金額合計に 3300円増

上記料金には、消費税が含まれています。